

発議第1号

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和46年条例第3号）の一部を次のとおり改正するものとする。

令和8年1月30日 提出

提出者 石山憲司

賛成者 丑若浩行

賛成者 阿保静夫

賛成者 藤田直美

賛成者 水谷令子

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和46年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の215」を「100分の217.5」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

提案理由

人事院の給与に関する勧告を参酌し、期末手当の支給率を改正することとしたため本条例を提案した。

発議第2号

本別町議会の議員の定数を定める条例の一部改正について

本別町議会の議員の定数を定める条例（平成14年条例第28号）の一部を次のとおり改正するものとする。

令和8年1月30日 提出

提出者 高橋利勝

賛成者 石山憲司

賛成者 藤田直美

賛成者 水谷令子

賛成者 丑若浩行

賛成者 宮本やよい

賛成者 井上松子

本別町議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例

本別町議会の議員の定数を定める条例（平成14年条例第28号）の一部を次のように改正する。

第1条中「12人」を「11人」に改める。

附 則

この条例は、公布の日以後初めてその期日を告示される一般選挙から施行する。

提案理由

さきの議会の本別町議会議員定数及び報酬に関する調査特別委員会報告において、現行の議員定数12人より1人減を行うことが妥当と判断したため、地方自治法第112条及び会議規則第14条第2項の規定により提出します。

発議第3号

本別町議会委員会条例の一部改正について

本別町議会委員会条例（昭和62年条例第20号）の一部を次のとおり改正するものとする。

令和8年1月30日 提出

提出者 石山憲司

賛成者 丑若浩行

賛成者 阿保静夫

賛成者 藤田直美

賛成者 水谷令子

本別町議会委員会条例の一部を改正する条例

本別町議会委員会条例（昭和62年条例第20号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第2号中「産業厚生常任委員会 6人」を「産業厚生常任委員会 5人」に改める。

附 則

この条例は、令和8年8月10日から施行する。

提案理由

本別町議会の議員の定数を定める条例の一部改正に伴い、条例を改正する必要が生じたので本条例を提案した。